

新型コロナによる国民年金保険料の臨時特例

☎ 国保年金課年金係 ☎(95)9893

令和2年2月から6月までの国民年金保険料の免除申請は、平成30年中の所得が免除基準を超えている場合でも、令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に所得が減少した場合には、申請ができます。なお、令和2年7月以降の手続きについては日本年金機構のホームページをご覧ください。学生の場合は2月～令和3年3月まで学生納付特例申請ができます。

- 1 免除申請前に納付した保険料については還付の対象になりません**
前納保険料については、免除などの申請日が属する月以降の前納保険料については還付の対象になります。
- 2 事後に臨時特例措置による申し立てが虚偽であることなどが判明した場合には、免除承認を取り消しする場合があります**

持ち物

窓口	郵送
①年金手帳 ②印鑑 ③簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用） ※申立書は国保年金課の窓口にあるので所得内容が分かるようにして来庁してください。 ④本人確認書類（運転免許証など） ⑤学生の場合は「学生証」または「在学証明書」	①「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」、学生の場合は「国民年金保険料学生納付特例申請書」 ②簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用） ③本人確認書類（運転免許証など）のコピー ④学生の場合は「学生証」の表面と裏面のコピー、または「在学証明書」原本

※③①②は日本年金機構のホームページから印刷できます。

国民年金保険料の免除制度

7月から令和2年度分（7月～令和3年6月）の国民年金保険料の免除申請が可能となります。前年中の所得が少ないなど、保険料納付が困難な人は、申請により定額保険料が免除される場合があります。

前回申請時に継続申請を希望した人は申請の必要はありませんが、被保険者本人、配偶者、世帯主の令和元年中の収入が申告済みであることが必要です。また、免除は申請日から2年1か月前の分までさかのぼって申請することができます。

免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除（一定の所得制限あり）

持ち物

窓口	郵送
①年金手帳 ②印鑑 ③平成30年12月31日以降に退職した人は、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」のいずれか（コピー可） ④本人確認書類（運転免許証など）	①「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」日本年金機構のホームページから印刷できます。 ②平成30年12月31日以降に退職した人は、「雇用保険受給資格者証」、「雇用保険被保険者離職票」、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」のいずれかのコピー ③本人確認書類（運転免許証など）のコピー

※申請は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り郵送による手続きをお願いします。

送付先 〒447-8601 松本町28 国保年金課年金係

国民健康保険および後期高齢者医療保険における傷病手当金

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金が支給される場合があります。

対象 給与等の支払いを受けている国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染した人または発熱などの症状があり感染が疑われる人

傷病手当金の額 給与などの収入の額の直近3か月間の1日当たりの実績の3分の2に相当する金額について、労務に服することができなくなった日から起算して3日を超えた労務に服する予定であった日数分を支給

支給の対象期間 令和2年1月1日～9月30日で3日を超えて労務に服することができない期間

申請方法 申請書に必要書類などを添えて各担当窓口

※必要書類など詳しくはお問い合わせください。

☎ 国民健康保険について 国保年金課国保係 ☎(95)9891

後期高齢者医療保険について 国保年金課医療係 ☎(95)9892